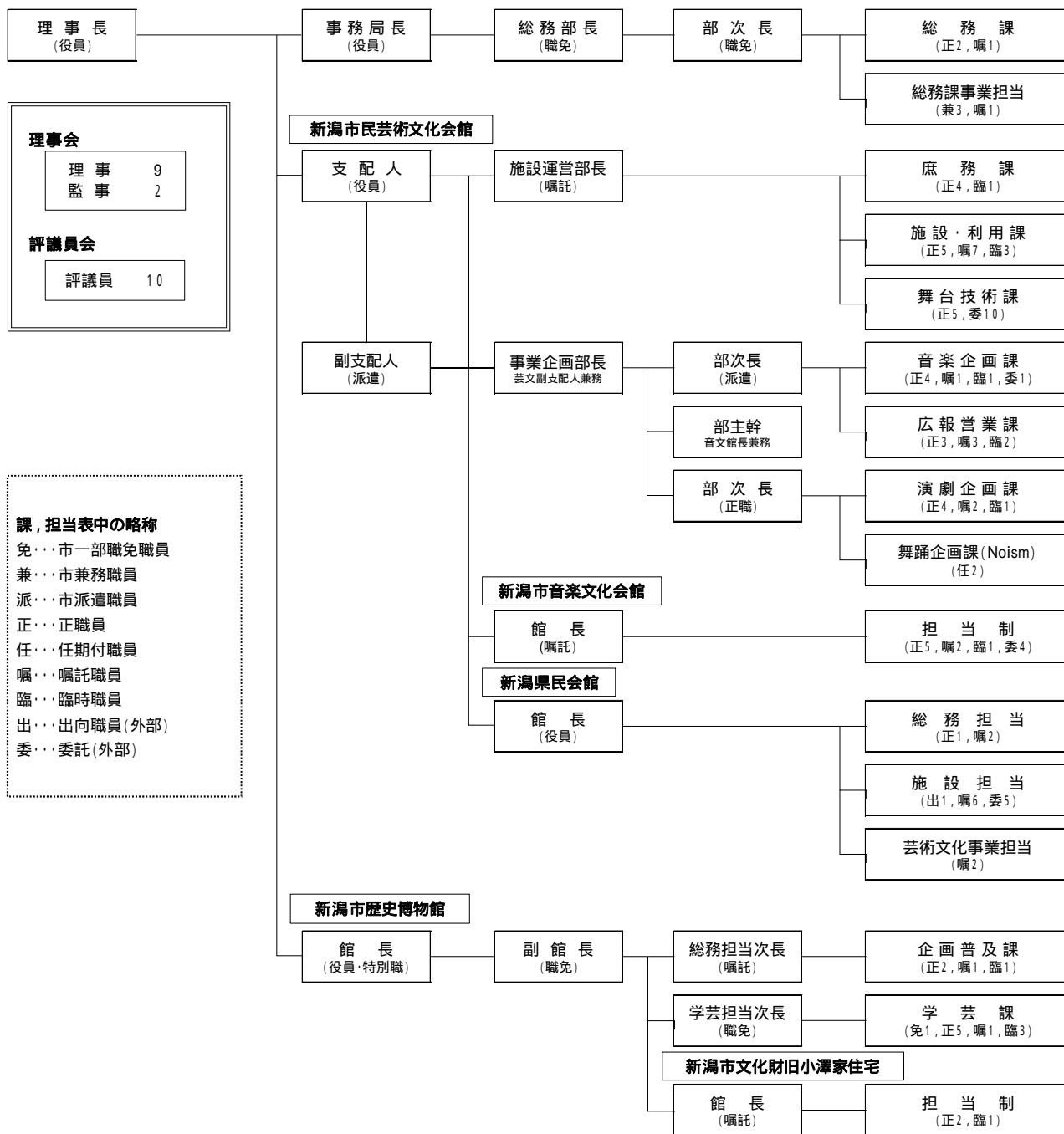


組 織

1 組織及び職員

H28.6.1現在



課, 担当表中の略称
 免…市一部職免職員
 兼…市兼務職員
 派…市派遣職員
 正…正職員
 任…任期付職員
 嘱…嘱託職員
 臨…臨時職員
 出…出向職員(外部)
 委…委託(外部)

区分	事務局	市民芸術文化会館	音楽文化会館	県民会館	歴史博物館	旧小澤家住宅	合計
役員	2人	1人		1人	1人		5人
市一部職免職員	2人				3人		5人
市派遣職員		2人					2人
市兼務職員	3人						3人
正職員	2人	26人	5人	1人	7人	2人	43人
任期付職員		2人					2人
特別職員					(役員兼務1人)		(1人)
嘱託職員	2人	14人	3人	10人	3人	1人	33人
臨時職員		8人	1人		4人	1人	14人
合計	11人	53人	9人	12人	18人	4人	107人
出向職員				1人			1人
委託	オルガニスト	1人					1人
	照明・音響		10人	4人	5人		19人

2 事務分掌

事務局

< 総務部 >

○財団の運営に関する事項

○文化的な環境の充実及び文化活動の活性化事業に関する事項

[総務課]

- ・理事会及び評議員会に関すること
- ・予算、資金計画及び決算に関すること
- ・会計及び契約に関すること（芸術文化会館、音楽文化会館、県民会館、歴史博物館に係るものを除く。）
- ・定款及び規程等の制定改廃に関すること
- ・財産の取得、維持管理及び処分に関すること
- ・施設の管理の受託に関すること
- ・財団印及び職印の管理に関すること
- ・職員の人事、服務及び給与に関すること
- ・庶務に関すること（芸術文化会館、音楽文化会館、県民会館、歴史博物館に係るものを除く。）
- ・主催事業の企画・実施に関すること（芸術文化会館、音楽文化会館、県民会館、歴史博物館に係るものを除く。以下において同じ。）
- ・支援・助成事業に関すること
- ・協賛事業に関すること
- ・広報に関すること
- ・表彰に関すること
- ・共催及び公演に関すること
- ・財団内で他の所管に属さないこと

市民芸術文化会館

< 施設運営部 >

○芸術文化会館の施設運営に関する事項

[庶務課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第6号に基づく指定管理に関すること
- ・芸術文化会館の資産の管理に関すること
- ・芸術文化会館の会計及び契約に関すること
- ・芸術文化会館の庶務に関すること
- ・音楽文化会館、県民会館との業務の調整に関すること

[施設利用課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第1号から第3号に基づく指定管理に関すること
- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第4号（ただし、舞台設備を除く）に基づく指定管理に関すること
- ・使用者、来館者へのサービス業務に関すること

[舞台技術課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第 18 条第 4 号（ただし、舞台設備に関することに限る）の維持管理に基づく指定管理に関すること
- ・芸術文化会館の舞台設備の操作に関すること
- ・芸術文化会館の舞台設備に関する委託業務の監督、指導等に関すること

< 事業企画部 >

○芸術文化会館（音楽文化会館を含む）の事業運営に関する事項

[音楽企画課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第 18 条第 5 号に定める音楽に関する事業の企画、実施に関すること
- ・音楽の振興及び普及に関すること
- ・音楽に係る人材育成に関すること
- ・音楽部門芸術監督に関すること
- ・音楽事業の広報に関すること

[演劇企画課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第 18 条第 5 号に定める演劇及び伝統芸能に関する事業の企画、実施に関すること
- ・演劇及び伝統芸能の振興及び普及に関すること
- ・演劇及び伝統芸能に係る人材育成に関すること
- ・演劇部門芸術監督に関すること
- ・演劇及び伝統芸能事業の広報に関すること

[舞踊企画課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第 18 条第 5 号に定める舞踊に関する事業の企画、実施に関すること
- ・舞踊の振興及び普及に関すること
- ・舞踊に係る人材育成に関すること
- ・舞踊部門芸術監督に関すること
- ・舞踊事業の広報に関すること

[広報営業課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第 18 条第 5 号に定める広報営業に関する事業に関すること
- ・票券に関すること
- ・友の会に関すること

< 音楽文化会館 >

○音楽文化会館の運営に関する事項

- ・新潟市音楽文化会館条例第 18 条に基づく指定管理に関すること
- ・音楽文化会館の施設、設備の利用申請受付事務及び使用料徴収事に関すること
- ・音楽文化会館の施設、設備の維持管理に関すること
- ・音楽文化会館の舞台設備の操作に関すること
- ・音楽文化会館の委託業務の監督、指導等に関すること
- ・音楽文化会館の会計及び契約に関すること
- ・音楽文化会館の庶務に関すること

< 県民会館 >

○県民会館の施設・事業運営に関する事項

[総務チーム]

- ・新潟県民会館条例第 14 条に基づく指定管理に関する事(同条同項が準用する同条例第 2 条第 3 号、第 4 号の事業に限る)
- ・県民会館施設チームに係る委託業務以外の委託業務の監督、指導等に関する事
- ・県民会館の資産の管理に関する事
- ・県民会館の会計及び契約に関する事
- ・県民会館の庶務に関する事
- ・公立文化施設の連携に関する事

[施設チーム]

- ・新潟県民会館条例第 14 条第 1 項に基づく指定管理に関する事(同条同項が準用する同条例第 2 条第 1 号の事業に限る)
- ・新潟県民会館条例第 14 条第 2 項から第 4 項に基づく指定管理に関する事
- ・使用料の納付期日の決定及び免除に関する事
- ・使用者、来館者へのサービス業務に関する事
- ・県民会館の施設・設備の維持管理に係る委託業務の監督、指導等に関する事
- ・県民会館の舞台設備の操作に関する事
- ・県民会館の舞台設備の維持管理に関する事

[企画・営業チーム]

- ・新潟県民会館条例第 14 条第 1 項に基づく指定管理に関する事(同条同項が準用する同条例第 2 条第 4 号の事業に限る)
- ・施設及び文化事業についての広報・営業に関する事

[芸術文化事業チーム]

- ・新潟県民会館条例第 14 条に基づく指定管理に関する事(同条同項が準用する同条例第 2 条第 2 号の事業に限る)
- ・県民会館の文化自主事業の票券に関する事
- ・情報収集提供事業の企画、実施に関する事

歴史博物館

< 企画普及課 >

- ・新潟市歴史博物館条例第 19 条に基づく、指定管理者の業務に関する事
- ・旧新潟税関庁舎等管理条例第 13 条に基づく、指定管理者の業務に関する事
- ・歴史博物館の委託業務の監督、指導等に関する事
- ・歴史博物館の広報、施設普及及び企画に関する事
- ・旧新潟税関庁舎等の公開及び管理に関する事
- ・歴史博物館運営協議会に関する事
- ・歴史博物館の資産の管理に関する事
- ・歴史博物館の会計及び契約に関する事
- ・歴史博物館の庶務に関する事

< 学 芸 課 >

- ・新潟市域等の歴史資料の調査・研究に関すること
- ・新潟市域等の歴史資料の収集・保存に関すること
- ・調査・研究に基づく展示、教育普及活動の実施に関すること
- ・新潟市域等の歴史・文化に関する相談と情報提供に関すること
- ・その他歴史博物館の専門的事項に関すること
- ・新潟市歴史博物館条例第 19 条に基づき、歴史博物館の管理上、市長が必要と認める業務
- ・旧新潟税関庁舎等管理条例第 13 条に基づき、旧新潟税関庁舎等の管理上、市長が必要と認める業務

< 旧小澤家住宅 >

- ・新潟市文化財旧小澤家住宅条例第 20 条に基づく、指定管理者の業務に関すること
- ・旧小澤家住宅の委託業務の監督、指導等に関すること
- ・旧小澤家住宅の広報、施設普及及び企画に関すること
- ・旧小澤家住宅の展示及び教育普及活動の実施に関すること
- ・旧小澤家住宅の会計及び契約に関すること
- ・旧小澤家住宅の庶務に関すること